

議案第8号

南房総市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

南房総市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月12日提出

南房総市長 石井 裕

南房総市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

南房総市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年南房総市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条及び附則第3項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号 南房総市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(課税免除)</p> <p>第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日(以下この条において「公示日」という。)から令和9年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下この条において「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等(第1号において「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除をする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(課税免除)</p> <p>第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日(以下この条において「公示日」という。)から令和8年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下この条において「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等(第1号において「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除をする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p>
<p>第3条～第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1、2 (略)</p> <p>(失効)</p> <p>3 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>第3条～第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1、2 (略)</p> <p>(失効)</p> <p>3 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</p>

附 則 (抄)

この条例は、公布の日から施行する。